

【アメリカ】連邦航空局（FAA）再授權法の制定

海外立法情報課 中川 かおり

* 2024 年 5 月 16 日、連邦航空局（FAA）に対して 2024～2028 会計年度の支出を認め、航空関連の諸規定を改正する法律が制定された。

1 経緯

2024 年 5 月 16 日、連邦航空局（FAA）に対して、2024～2028 会計年度の 5 会計年度に、総計で 1050 億ドル¹超の支出を認める再授權法²が制定された。同法は再授權と併せ、航空関連の諸規定を改正するもので、全 13 章 482 か条から成る。その主な規定を紹介する。

2 主な規定

（1）航空機客室での煙霧、発煙等の事象に関する乗務員自主報告システムの開発（第 362 条）

FAA 長官（以下「長官」）は、同法制定から 180 日以内に、旅客機の乗務員が客室での煙霧、発煙等³を自主的に報告するためのシステムを開発する。このシステムは、煙霧等が発生した航空機の便名、報告日付、機内の場所、飛行段階等の情報を含む。長官は、報告された煙霧等が特定される情報、当該情報の報告者が特定され得る情報等を公開してはならない。

（2）航空機からの避難基準の刷新及び改善（第 365 条）

長官は、同法制定から 1 年以内に、航空会社の避難基準の安全性及び効率性の改善について調査を行う。長官は、この調査に将来のリスク分析、過去の事故の評価等を含め、この調査に当たり、①幼児、子供、高齢者を含む乗客、障害のある乗客等が、安全かつ効率的に避難する能力、②機内持込手荷物等の存在、介助動物を含む乗客に同伴が認められている動物の存在等が、乗客の安全かつ効率的な避難に与える影響等を考慮する。

（3）25 時間の記録情報を保持するコックピット・ボイスレコーダーの搭載（第 366 条）

事業者が同法制定から 1 年以後に製造される航空機を運航する場合等には、TSO-C123c 技術規格命令⁴以降の規格に従い、直近 25 時間の記録情報を保持するコックピット・ボイスレコーダーの搭載なく運航してはならない。現在は直近 2 時間の記録情報の保持が求められている。

（4）外国が講ずる航空安全監督措置の評価（第 369 条）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 7 月 9 日である。

¹ 1 ドルは 156 円（2024 年 7 月分報告省令レート）。この内訳は、FAA の運営に約 667 億ドル、施設・設備に約 178 億ドル、空港インフラを改善するための補助金に 193.5 億ドル、国際競争力維持を目的とする調査等のために 15.9 億ドル等とされる。U.S. Senate Committee on Commerce, Science, and Transportation, “Press Releases: Senate Overwhelmingly Approves FAA Reauthorization Act,” May 9, 2024. U.S. Senate Committee on Commerce, Science, and Transportation website <<https://www.commerce.senate.gov/2024/5/senate-overwhelmingly-approves-faa-reauthorization-act>>

² 予算の大枠やプログラム等を授權（承認）する法律で、複数年度を対象とする場合が多い。FAA Reauthorization Act of 2024, P.L.118-63. <<https://www.congress.gov/118/bills/hr3935/BILLS-118hr3935enr.pdf>>

³ 煙霧等は航空機客室の空気汚染を示すもので、高性能の航空機エンジン技術の開発により、エンジンの温度が高まり、化学合成油から発生した有害物質が客室に流入することが原因とされる。Office of Aerospace Medicine, Civil Aerospace Medical Institute, “Smoke, Odors, and Fumes Events in US Airliners: 2016-2019.” FAA website <<https://www.faa.gov/dataresearch/research/medhumanfac/oamtechreports/smoke-odors-and-fumes-events-us-airliners-2016>>

⁴ 民間航空機に使用される、指定される素材、部品等に関する FAA の最低性能規格をいい、TSO-C123c はコックピット・ボイスレコーダーに関する規格である。“Technical Standard Orders (TSO).” FAA website <https://www.faa.gov/aircraft/air_cert/design_approvals/tso>

長官は、外国航空会社が当該外国を起点として米国内で発着する等の場合に、当該外国が講ずる航空安全監督措置⁵を定期的に評価する。評価に当たり、当該外国の航空安全監督責任の有効な遂行等が国際民間航空条約⁶に合致するか否かの判断等を行う。長官は、当該評価において違反が発見された場合には、当該外国に通知し、協議し、及び違反の是正の有無について判断し、違反が是正されていないと認めた場合には、一定の手続を経て、当該航空会社の運航権限の保留、取消し又は条件設定ができる。

(5) 客室乗務員等の訓練プログラム（第 427 条）

旅客定期便を運航する航空会社が行う客室乗務員等の訓練プログラムに、①乗客の気持ちを静め、自己統制を取り戻させることに役立つ言葉、身振り等によるコミュニケーション戦略 (de-escalation)⁷の訓練、②攻撃的な者を制圧し、及び拘束する方法を加える。

(6) 欠航便等に対する運賃全額の払戻し（第 503 条）

国内で発着する定期便の払戻しができない航空券を所持する乗客が、①大幅に遅延し、若しくは変更された便（到着予定時刻から国内線で 3 時間以上、国際線で 6 時間以上経過する便）に搭乗するか、又は代替便の再予約を受け入れること、②当該航空会社が払戻しの代わりに提供するバウチャー、フライトクレジット⁸等を受領すること等を選択しない場合には、国内外の航空会社は、受領した運賃全額（税金その他の費用を含む。）を一定の期日までに払い戻す⁹。当該のバウチャー、フライトクレジット等は、発行日から 5 年以上有効であり、換金可能とされる。

(7) 14 歳未満の者と同伴成人が可能な限り隣席とするよう指示する方針（第 516 条）

長官は、離陸までに航空会社が座席を割り当て、又は乗客にこれを選択させる場合において、14 歳未満の者への航空券の発券から最初の乗客の搭乗までの間に、この者と同伴する成人を隣席にできるときは、可能な限りそのようにするよう指示する方針を定める連邦規則案を、同法制定から 180 日以内に策定する。この規則案には、同一サービスクラス内で隣接した座席をこの者と同伴する成人に提供する目的での料金の徴収又は追加座席の航空券価格を超える追加費用の徴収を禁ずる規定を含む。

(8) 車椅子利用者の補助等に関する乗務員等の訓練に関する規則制定（第 542 条、第 543 条）

長官は、同法制定から 6 か月以内に次の連邦規則案を策定し、1 年以内に次の連邦規則を制定する。①航空機通路専用の椅子等を使用して航空機に搭乗し、又は降機する車椅子利用者を補助するための乗務員等の最低訓練基準、②車椅子利用者の車椅子等の航空機への収納に関する乗務員等の最低訓練基準。航空会社によるこれらの違反には過料が課され得る。

⁵ aviation safety oversight measures. 国際民間航空条約第 37 条等の規定に基づき、各国が、乗務員、航空機製造者等による安全かつ責任ある職務の遂行を保障するために講ずる措置。後掲注(6)

⁶ 国際民間航空が安全にかつ整然と発達すること等のために一定のルールを定める条約。「定訳 国際民間航空条約」外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S38-T2-1149_1.pdf>

⁷ “Flight Attendant Communication Techniques and Onboard Procedures to De-escalate Cabin Misconduct,” FAA website <https://www.faa.gov/sites/faa.gov/files/other_visit/aviation_industry/airline_operators/airline_safety/InFO21006.pdf>; 客室乗務員等に対する暴力等は、新型コロナのパンデミック下で急増したとされる。

⁸ 購入済みのチケットの価値を、将来の旅行予約に使用できるように一時保持する電子バウチャーを指す。旅行をキャンセルした場合等に提供される。

⁹ 2024 年 4 月 26 日に制定された連邦規則の一部を同法に取り込んだ規定とされる。同規則は、本文 2(6)の内容の詳細のほか、航空会社に、①手荷物の紛失又は引渡し的大幅な遅延、機内サービスの提供不能等の場合の料金払戻し、②公衆衛生上の緊急事態において旅行が禁止されたこと等の一定の要件を満たす者への 5 年以上有効なバウチャーの発行等を求める。Office of the Secretary, Department of Transportation, “Refunds and Other Consumer Protections,” 89 Fed. Reg. 32760 (April 26, 2024). <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-04-26/pdf/2024-07177.pdf>>